

放課後児童健全育成事業の実施に係る留意点について

1 設備・運営に関する基準について

放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から、子ども・子育て支援新制度による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとなりました。放課後児童健全育成事業を実施する者（以下、「放課後児童健全育成事業者」という。）は、市町村が定めた条例の基準を遵守する必要があります。

(1) 本市の基準条例について

児童の安全確保等の観点から、事業の一般原則、面積等の設備基準、職員に関する基準等について、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号。以下「条例」という。）」を制定しました。別添の「条例の補足説明資料」と併せて御覧いただき、事業実施にあたって遵守してください。

また、放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、条例の基準に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

(2) 都道府県知事が行う研修について

条例第 10 条第 3 項にある職員の資格要件として「都道府県知事が行う研修（神奈川県では、「神奈川県放課後児童支援員認定資格研修」）」を修了する必要があります。実施内容や受講者の募集方法については、放課後児童健全育成事業者へ別途お知らせいたします。

なお、この都道府県知事が行う研修の修了については、平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられていますが、第 10 条第 3 項に掲げられる各号への該当要件については、平成 27 年 4 月 1 日から適用されるものです。

根拠法令
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋） （設備及び運営の基準） 第 34 条の 8 の 2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。 2 （省略） 3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第 1 項の基準を遵守しなければならない。

2 届出等について

放課後児童健全育成事業を実施しようとする場合は、あらかじめ市町村に対して、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に定められる事項について届出を行うことが義務づけられています。また、届出を行った事業所（以下、「放課後児童健全育成事業所」という。）については、運営状況や事故に係る報告をしていただくこととなります。

なお、法上の「放課後児童健全育成事業」として実施しない類似事業については、届出の対象外となります。（例えば、健康の維持増進を目的とするスポーツクラブや、学習支援を目的とする塾については対象としません）

(1) 放課後児童健全育成事業の開始に係る届出について

放課後児童健全育成事業を開始する場合は、横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成 27 年 2 月 26 日こ放第 930 号。以下「届出要綱」という。）に基づき、事業所が所在する区役所へ届出を行う必要があります。

また、放課後児童健全育成事業の開始後、届出事項に変更があった場合や、放課後児童健全育成事業所を廃止又は休止する場合にも届出が必要となります。

根拠法令
○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋） （事業） 第 6 条の 3（省略） 2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。 （放課後児童健全育成事業） 第 34 条の 8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。 3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。
○児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）（抜粋） （放課後児童健全育成事業の届出） 第 36 条の 32 の 2 法第 34 条の 8 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 事業の種類及び内容 (2) 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 運営規程
- (5) 職員の定数及び職務の内容
- (6) 主な職員の氏名及び経歴
- (7) 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地
- (8) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (9) 事業開始の予定年月日

2 法第 34 条の 8 第 2 項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出)

第 36 条の 32 の 3 法第 34 条の 8 第 4 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃止又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止又は休止の理由
- (3) 現に便宜を受けている利用者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(2) 運営状況報告について

放課後児童健全育成事業者は、運営状況について定期的な報告をすることとなります。

※具体的な報告内容については、別途お知らせいたします。

(3) 事故報告について

放課後児童健全育成事業所において、事故等（通院、事件、事故、児童の行方不明、不審者情報、個人情報紛失）が発生した場合は、速やかに放課後児童健全育成事業所の所在する区役所へ報告する必要があります。

3 監査について

放課後児童健全育成事業所において実施される放課後児童健全育成事業の運営内容に対して、その状況が児童の福祉上問題がないか調査を実施し、問題がある場合は改善を求める等、監査を行います。

(1) 監査について

放課後児童健全育成事業者には、児童福祉法に基づき、市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して御協力いただきます。

監査の結果、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等が行われます。また、児童の安全確保等の観点から看過できない場合は、文書による改善勧告が行われます。勧告に従わない場合はその旨の公表、さらには改善命令、事業の制限や停止の処分を受けることがあります。

各放課後児童健全育成事業者におかれましては、日頃から、横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準を参考にし、適正な運営を行ってください。

根拠法令

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

（報告及び立入調査等）

第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第 1 項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

【参考】

（報告、質問及び立入検査）

法第 18 条の 16 （第 1 項省略）

2 前項の規定による質問又は立ち入り検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(2) 具体的な監査の内容

監査は、横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針及び横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準に基づき、実施します。

①自己検査の報告徴収

放課後児童健全事業者は、放課後児童健全育成事業所の運営状況について、毎年、自己検査を実施し、その結果を文書により報告することとなります。

②立入調査

3年に1回、放課後児童健全育成事業所への立入調査を実施します。立入調査は、放課後児童健全育成事業所への立入及び運営責任者や放課後児童支援員等への聴取により行います。立入調査を実施する際には、原則、対象となる事業者へ通知します。

※必要に応じて、臨時で自己検査の報告徴収及び立入調査を行うことがあります。

根拠法令
児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋） （報告及び立入調査等） 第34条の8の3（第1項及び第2項省略） 3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

【問合せ先】

こども青少年局放課後児童育成課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL：045-671-4068

FAX：045-663-1926

E-Mail：kd-houkago@city.yokohama.jp